平成２１年（フ）第２００号
徳島市庄町４丁目57番地の30
債務者　井原　貞明
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０６号
徳島市佐古六番町11番13―507号、旧住所徳島市南沖洲３丁目11番22―208号
債務者　大西　　実
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０９号
徳島県板野郡上板町瀬部989番地
債務者　竹重　啓二
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１０号
徳島県吉野川市山川町堤内50番地
債務者　松家　精次
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１４号
徳島市北沖洲３丁目８番61―303号、旧住所徳島市住吉６丁目２番５号
債務者　佐々　　高
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２３号
徳島市北田宮２丁目４番67―202号
債務者　村井　俊之
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２４号
徳島市末広４丁目１番３―606号
債務者　河合美佐子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２８号
徳島県小松島市小松島町字北浜112―５、住民票上の住所徳島市多家良町北地100番地の13
債務者　吉本　早苗
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２９号
徳島市国府町矢野214番地の６　一宮北団地７―28号
債務者　中村　　康
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３０号
徳島市国府町矢野214番地の６　一宮北団地７―28号
債務者　中村　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４０号
徳島市川内町富久102番地の２
債務者　吉田　清子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４３号
徳島市住吉２丁目４番８―101号、旧住所徳島市名東町３丁目532番地の10
債務者　石川　雅信
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４４号
徳島市東吉野町２丁目31番地の２、旧住所徳島市名東町３丁目303番地の10
債務者　石川　賀春
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３号
高知県須崎市西崎町２番13号　エクセレンス202号、前住所高知県高岡郡四万十町仁井田1728番地51
債務者　宮本　哲秀
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第６７号
高知県高岡郡四万十町榊山町２番１号　ハイツひとみ202
債務者　近森　清恵（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第４１号
福岡県築上郡吉富町大字幸子913番地１
債務者　田中　常美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
千葉県松戸市五香西６丁目11番地の１
債務者　花島　明美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３８１号
千葉県柏市亀甲台町１丁目５番７号木村ハウス105号
債務者　前田　　一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部